

政令第二百二十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項から第四項までの規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条第一項第一号へ中「五百円」を「千円」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「千円、」を「千五百円、」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「一万二千円」を「二万三千円」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第百二十九条第一項第三号イ中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「、ロ及びハ」を「からニまで」に改め、同号ロ中「一万円」を「二万円」に改め、同条第四項及び第五項中「一万円」を「一万五千元」に、「一万五千元」を「二万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(適用区分)

- 2 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

理 由

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の額についての基準を改定する等の必要があるからである。